

令和 8 年熊本地震により被災された皆様へ

この度の令和 8 年熊本地震により被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

この度の災害により、災害救助法が適用された地域にお住いの方に、健康保険組合の対応についてご案内いたします。

なお、対象地域につきましては、内閣府ホームページをご確認ください。

内閣府ホームページ：<https://www.bousai.go.jp/pdf/260728.pdf>

■当組合の被保険者及び被扶養者の皆様への措置

医療費の一部負担金の免除【罹災証明が必要となります】

免除期間：令和 8 年 10 月 31 日（土）まで

※●食事療養標準負担額、生活療養標準負担額

●柔道整復師、あんま・マッサージ、はり・きゅう師による施術その他の療養費は免除対象外となります。

※一部負担金等免除の措置を受けるには、申請が必要となりますので、詳細は当健康保険組合業務課（044-233-5538）までお問い合わせください。

申請書はこちらから>>>[健康保険一部負担金免除申請書](#)

■医療機関の受診について

災害の被災に伴い、マイナ保険証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、「氏名」「生年月日」「事業所名」を申し立てることにより、受診できる取扱いとなっております。

■資格確認書の発行について

マイナ保険証（マイナンバーカード）を紛失・消失した場合には、資格確認書を発行しますので、事業所経由で「[健康保険資格確認書（再）交付申請書](#)」の提出をお願いいたします。

■保険料の納付期限の延長又は納付の猶予について

被災された事業所または任意継続被保険者の方については、その被害状況に鑑み、保険料の納付期限の延長または納付の猶予を行うことができます。詳細は、当健康保険組合総務課（044-233-5538）までお問い合わせください。